

幕別町職員定数条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町職員定数条例 (昭和46年3月27日 条例第5号)</p> <p>第1条 略 (職員の数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 町長の事務部局の職員 ア 一般職員 224人 (うち29人は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項及び同法第43条の3に定める施設に勤務する職員とする。) イ 水道事業の職員 7人</p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 5人</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 1人</p> <p>(4) 教育委員会の事務部局の職員 ア 教育委員会の事務局及び学校以外の教育機関の職員 35人 イ 教育委員会の所管に属する学校の職員 4人</p> <p>(5) 農業委員会の事務部局の職員 6人</p> <p>(6) 監査委員事務局の職員 1人</p> <p>第3条 略</p>	<p>○幕別町職員定数条例 (昭和46年3月27日条例第5号)</p> <p>第1条 略 (職員の数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 町長の事務部局の職員 212人</p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 5人</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 1人</p> <p>(4) 教育委員会の事務部局の職員 29人</p> <p>(5) 監査委員の事務部局の職員 1人</p> <p>(6) 農業委員会の事務部局の職員 6人</p> <p>2 次の各号に掲げる職員は、前項の定数外とする。</p> <p>(1) 兼務者</p> <p>(2) 退職者</p> <p>(3) 長期の欠勤で6月以上勤務に従事できない見込みの者</p> <p>(4) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしている職員</p> <p>3 前項第2号から第4号までに掲げる職員が復職することにより、第1項の定数を超えるに至ったときは、その定数に欠員が生ずるまでの間、その職員を定数外とすることができる。</p> <p>第3条 略</p>